

# 女性活躍推進法に基づく 特定事業主行動計画

平成28年3月

芳 賀 町

## 目 次

I	計画期間	1
II	女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等	1
III	女性職員の活躍の推進に向けた数値目標	1
1	女性職員の活躍に関する状況把握、課題分析	1
(1)	採用した職員に占める女性職員の割合	2
(2)	平均した継続勤務年数の男女の差異	2
(3)	職員一人当たりの各月ごとの時間外勤務時間	2
(4)	管理的地位にある職員に占める女性職員の割合	3
(5)	各役職段階にある職員に占める女性職員の割合	3
(6)	男女別の育児休業取得率及び平均取得期間	3
(7)	男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率 及び平均取得日数	4
<	分析及び課題	4
2	女性職員の活躍の推進に向けた数値目標	4
(1)	管理的地位への女性職員の登用	5
(2)	男性職員の育児休業の取得促進	5
IV	女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期	5
(1)	管理的地位への女性職員の登用に対する取組及び実施時期	5
(2)	男性職員の育児休業の取得促進の取組及び実施時期	5

## 芳賀町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月31日  
芳賀町長  
芳賀町議会議長  
芳賀町選挙管理委員会  
芳賀町代表監査委員  
芳賀町農業委員会  
芳賀町教育委員会

芳賀町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、芳賀町長、芳賀町議会議長、芳賀町選挙管理委員会、芳賀町代表監査委員、芳賀町農業委員会、芳賀町教育委員会が策定する特定事業主行動計画です。

### I 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間です。

### II 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、芳賀町庁議設置要領に基づく庁議において、本計画の策定及び変更、本計画に基づく取組の実施状況及び数値目標の達成状況の点検又は評価等について協議を行います。

### III 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

#### 1 女性職員の活躍に関する状況把握、課題分析

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、町議会事務局、町選挙管理委員会事務局、町監査委員事務局、町農業委員会事務局及び町教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事項について分析を行いました。

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合 (平成27年4月1日採用)

① 常勤職員

	男性	女性	全体
採用人数	4人	5人	9人
採用割合	44.4%	55.6%	100.0%

※採用割合は、小数点第2位を四捨五入したものです。

② 臨時・非常勤職員

	男性	女性	全体
採用人数	2人	16人	18人
採用割合	11.1%	88.9%	100.0%

※採用割合は、小数点第2位を四捨五入したものです。

(2) 平均した継続勤務年数の男女の差異 (平成27年4月1日現在)

	男性	女性	差 (男-女)
人数	83人	76人	12人
平均年数	16.0年	15.6年	0.4年

※平均年数は、小数点第2位を四捨五入したものです。

(3) 職員一人当たりの各月ごとの時間外勤務時間 (平成26年度)

	総超過勤務時間	職員一人当たりの時間外勤務時間
4月	1,465時間	7.6時間
5月	1,666時間	8.6時間
6月	1,496時間	7.8時間
7月	1,490時間	7.7時間
8月	1,099時間	5.7時間
9月	1,248時間	6.5時間
10月	1,733時間	9.0時間
11月	2,247時間	11.6時間
12月	1,389時間	7.2時間
1月	1,598時間	8.3時間
2月	2,034時間	10.5時間
3月	2,258時間	11.7時間
計	19,723時間	102.2時間

※職員一人当たりの時間外勤務時間は、総超過勤務時間を平成27年3月

31日の在職者数（臨時・非常勤を含む。）193人で除して小数点第2位を四捨五入したものです。

（4）管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（平成27年4月1日現在）

	男性	女性	全体
人数	13人	3人	16人
割合	81.3%	18.7%	100.0%

（5）各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（平成27年4月1日現在）

		男性	女性	全体
部長級	人数	3人	0人	3人
	割合	100.0%	0.0%	100.0%
課長級	人数	10人	2人	12人
	割合	83.3%	16.7%	100.0%
主任係長級	人数	9人	3人	12人
	割合	75.0%	25.0%	100.0%
係長級	人数	15人	14人	29人
	割合	51.7%	48.3%	100.0%
計	人数	37人	19人	56人
	割合	66.1%	33.9%	100.0%

※割合は、小数点第2位を四捨五入したものです。

（6）男女別の育児休業取得率及び平均取得期間（平成26年度）

①常勤職員

	男性	女性	全体
対象人数	1人	2人	3人
取得人数	0人	2人	2人
取得率	0.0%	100.0%	66.7%
平均取得期間	—	301日	—

②臨時・非常勤職員

	男性	女性	全体
対象人数	0人	0人	0人
取得人数	—	—	—
取得率	—	—	—
平均取得期間	—	—	—

(7) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数（平成26年度）

	配偶者出産休暇	育児参加のための休暇
対象人数	1人	1人
取得人数	1人	0人
取得率	100.0%	0.0%
平均取得期間	2日	—

※育児参加のための休暇は、芳賀町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例別表第1第3項に規定する休暇です。

<分析及び課題>

- ・女性職員の採用状況及び継続勤務年数については、男女に大きな差はなく、臨時・非常勤職員の採用においては、業務内容等の面からも、ほぼ女性が採用となっています。
- ・時間外勤務時間を比較すると、1か月当たりの平均では男性職員が13.7時間、女性職員が5.3時間となっており、女性職員より男性職員が平均で8時間程度多くなっています。
- ・本町は常勤職員に占める女性職員の割合も47.7%と男女の比率に差はありません。また、各役職段階における女性職員の割合については、係長級で48.3%と、平成27年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」において市町村職員の本庁係長相当職の成果目標とされた、35%を大きく超えています。  
一方、部長級、課長級に占める女性職員の割合は目標に到達していないことから、今後は係長級の女性職員を中心に管理的地位に登用ができる人材の育成を行い、一層の女性活躍の推進に努めます。
- ・対象者が多くはありませんが、男性の育児休業取得者が現在まで0人であることから、制度の仕組みや取得方法について、あらためて周知が必要と考えます。

2 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

1の課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定します。

なお、この目標は、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げています。

#### (1) 管理的地位への女性職員の登用

- ①平成32年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、平成27年度の実績(18.7%)より6.3%引き上げ、25%以上とします。
- ②平成32年度までに、各役職段階における女性職員の割合を、平成27年度の実績(33.9%)より4.1%引き上げ、38%以上とします。

#### (2) 男性職員の育児休業の取得促進

- ①平成32年度までに、育児休業を取得する男性職員の人数を1人以上にします。

### **IV 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期**

「Ⅲ 2 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標」で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施します。

#### (1) 管理的地位への女性職員の登用に対する取組及び実施時期

- ・平成28年度より、課長、課長補佐、係長の各役職段階における人材の確保を念頭においた人材育成を行います。
- ・平成28年度より、女性職員のみを対象として研修や外部研修への派遣を行います。

#### (2) 男性職員の育児休業の取得促進の取組及び実施時期

- ・平成28年度より、配偶者が出産を控えている全ての男性職員に対し、各種両立支援制度(育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等)を案内し、活用促進に努めます。